

# 一般競争入札公示

平成 30 年 12 月 19 日

事業実施主体

静岡県浜松市西区篠原町 9254-2

株式会社太洋サービス

代表取締役 鈴木京子

下記の委託業務について、静岡県における「平成 30 年度バイオマス利活用促進事業費補助金」の交付決定に基づき一般競争入札を行うので、食料産業・6次産業化交付金実施要項（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知）及びバイオマス利活用促進事業費補助金交付要綱（静岡県）の規定により公示する。この委託業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公示により行うものとする。

1. 公 示 日 平成 30 年 12 月 19 日
2. 入札執行者 株式会社太洋サービス 代表取締役 鈴木京子
3. 担 当 者 株式会社太洋サービス 常務取締役 鈴木裕司  
〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町 26745-1
4. 業務内容等
  - (1) 業務名称 平成 30 年度 臭気対策検討業務
  - (2) 施行箇所 静岡県浜松市西区篠原町 26745-1
  - (3) 業務概要 関係法令の確認、予測用データの収集、脱臭装置の検討、対策結果の予測
  - (4) 期 間 契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで

## 5. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく環境計量証明事業所の登録（濃度）を有し、環境庁告示第 9 号における特定悪臭物質の濃度測定及び計量証明書の発行が可能なこと。
- (2) 本業務における業務代理人として次の条件を満たす技術者を配置できる者。
  - ① 計量士「環境計量士（濃度関係）」の資格を有すること
  - ② 臭気判定士の資格を有すること
  - ③ 公告日の時点において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること
- (3) 本業務における主任技術者として、公告日の時点において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者を配置できる者。
- (4) 環境庁告示第 9 号別表第二に規定する「試料採取後 12 時間以内」に分析が可能な範囲に分析を行う事業所を有すること。

## 6. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立が成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 7. 仕様書の取得等

お問い合わせに応じ、仕様書を交付する。

### (1) 仕様書の不備の取扱い

落札決定までにおいて、仕様書に不備（数量の誤り、費用の計上もれ等）を発見した場合は、入札を取りやめる。

ただし、当該仕様書の不備が軽微なものであって、公正な入札執行に支障がない場合は、仕様書の一部を訂正し、入札を続行する。この場合において、入札参加者への電話連絡により仕様書を訂正したことの周知を行う。

### (2) 注意事項

交付する仕様書については、本業務以外には使用しないこと。

## 8. 入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、次により入札参加申請書等を作成のうえ提出し、入札前に基本的な確認を受けなければならない。

### (1) 入札参加申請書等について

#### ① 提出期間

平成 30 年 12 月 19 日から平成 30 年 12 月 25 日まで（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### ② 提出書類

入札参加申請書（様式第 1 号）及び契約に係る指名停止等に関する申立書（食料産業・6 次産業化交付金実施要項別記様式第 10 号）、計量証明事業登録証の写し、臭気判定士免状の写し、雇用関係が確認できる書類を添付すること。

#### ③ 提出方法

申請書等の提出は、下記担当者宛てに紙による持参を原則とする。

担当者：株式会社太洋サービス 常務取締役 鈴木裕司

住 所：〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町 26745-1

参加申請書等の提出期限は、申請書締切日の午後 5 時までとする。

#### ④ 確認結果

申請書締切日から 3 日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）に通知する。

(2) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。
- ③ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ⑥ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

9. 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書に対する質問がある場合においては、次により質問すること。

① 提出方法

質問書（様式自由）を持参により提出すること。

② 受付期間

平成 30 年 12 月 19 日から平成 30 年 12 月 25 日まで（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は縦覧に供する。

① 縦覧期間

開札日の前日の午後 5 時まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）

② 縦覧場所

株式会社太洋サービス ウェブサイト

<http://taiyo-ser.com/>

10. 入札方法、入札執行の場所等

(1) 入札、開札の日時

平成 30 年 12 月 28 日（金） 午前 10 時 00 分

(2) 入札、開札の場所

〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町 26745-1 株式会社太洋サービス 2 階会議室

(3) その他

- ① 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- ③ 郵送等による入札は認めない。
- ④ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

- ⑤ 入札執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の申請書（受付印のあるもの）の写しを持参すること。
- ⑥ 入札執行開始時間の 10 分前に入札会場に集合すること。
- ⑦ 入札会場には、各者 1 名のみ入室とする。

#### 1 1. 内訳書 必要

#### 1 2. 開札

開札は 9 の (2) に掲げる場所において、入札書提出後直ちに、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、立会いを省略する。

#### 1 3. 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び仕様書等に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、指名停止措置等を受けて入札時点において、5 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

#### 1 4. 落札者の決定方法

##### (1) 落札候補者

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

- ① 最低制限価格：なし
- ② 調査基準価格：なし

##### (2) 落札者

落札候補者が入札参加資格を有している場合には、落札候補者を落札者として決定する。なお、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合、または落札候補者が提出期日までに資料を提出しない場合は、落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格の有無の確認を行う。

#### 1 5. 再度入札

開札の結果、落札候補者が決定しないときは、再度入札を 1 回に限り実施する。（再度入札に参加できる者がいないときを除く。）初度の入札において決定した全ての落札候補者が入札参加資格を有しなかった場合であって、再度入札に参加できる者がいる場合も、再度入札を実施する。

#### 16. 不落随意契約への移行

再度入札を実施した結果、落札候補者が決まらないときは、有効な入札をした者の中で最低価格の入札者から見積書を徴する。この場合において、入札執行者は、見積書を徴する前に当該者の入札参加資格の有無を確認することがある。

#### 17. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

#### 18. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

#### 19. 支払条件

- (1) 前払金：なし
- (2) 部分払：なし
- (3) 完了後：支払い

#### 20. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 指定の申請書及び入札書等関係書類を使用すること。なお、様式指定がない書類については、この限りではない。
- (3) その他不明の点については、担当者（株式会社太洋サービス 常務取締役 鈴木裕司 〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町 26745-1 電話番号 053-447-4640）に確認すること。